

令和7年7月15日

大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金交付基準

支援金の名称	大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金
支援金の交付目的	本市に存する病院等に対し、予算の範囲内において電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、原油価格・物価高騰による病院等の運営経費の負担軽減を図り、安定的な事業継続のための支援を行うことを目的とする。
支援金の交付対象者	本市に存する医療機関のうち、令和7年8月1日（以下「基準日」という。）以前から医療サービスを提供し、今後も継続する病院及び有床診療所とする。ただし、次のいずれかに該当する病院及び有床診療所については、本事業の対象としない。 （１）市税、電気及びガス料金並びにこれに付随する延滞金等を滞納している医療機関 （２）滋賀県が事業者に対して交付する本支援金と趣旨及び目的を同じくする類似の給付金等（令和7年度に交付するものに限る。）を受給し、又は申請を行っている医療機関
支援金の額及びその算定方法	病院においては、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額を合算した額（上限額は300,000円、万円未満切捨て）とし、有床診療所においては、第1号に掲げる額とする。 ただし、基準日時点の許可病床数は、基準日現在、休床中を除くものとする。 （１）定額補助 100,000円 （２）上積み補助 524円×（基準日時点の許可病床数－19床）
申請から交付決定までの標準処理期間	30日
支援金の申請手続	支援金の交付を受けようとする者は、大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
支援金の交付事業の開始時期	令和7年8月1日
支援金の交付事業の終了時期	令和7年12月31日

その他	申請内容又はこれに付した条件に反すると市長が認める場合は、支援金の交付決定を取り消す場合がある。
様式	1 大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金 交付申請書兼請求書（様式第 1 号） 2 大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金 交付決定通知書（様式第 2 号） 3 大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金 交付不決定及び交付取消通知書（様式第 3 号） 4 大津市内病院等に対する電力・ガス等エネルギー価格高騰対策支援金 返還通知書（様式第 4 号）
担当部署	大津市健康福祉部保健所地域医療政策課